熊谷市パートナーシップの宣誓に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、人が人として互いに尊重し合い、すべての人々の人権が認められる、思いやりのある心豊かな人権尊重社会の実現をめざすという熊谷市人権尊重都市宣言（平成１８年告示（乙）第９９号）の理念に基づき、性的指向又は性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重するためのパートナーシップの宣誓に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、パートナーシップとは、次のいずれにも該当し、及び互いを人生のパートナーとすることを約する双方の関係をいう。

⑴　双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること。

⑵　相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約していること。

（宣誓の対象者）

第３条　パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

⑴　双方が成年に達した者であること。

⑵　双方が市内に住所を有する者、一方が市内に住所を有し、他の一方が市内への転入を予定している者又は双方が市内への転入を予定している者であること。

⑶　双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は双方以外のパートナーシップの関係にある者がいない者であること。

⑷　双方（双方が養子縁組をしている場合を除く。）が民法（明治２９年法律第８９号）第７３４条又は第７３５条の規定により婚姻する

ことができないとされている者でないこと。

（宣誓の方法）

第４条　パートナーシップの宣誓をしようとする者は、双方が職員の面前において熊谷市パートナーシップ宣誓書（様式第１号。以下「宣誓書」という。）及び熊谷市パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第２号）（以下これらを「宣誓書等」という。）に必要事項を記入した上で、次に掲げる書類（第１号及び第２号に掲げる書類にあっては、宣誓をする日前３月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　住民票の写し（市内への転入を予定している者にあっては、その事実が確認できる書類）

⑵　戸籍抄本、独身証明書その他婚姻していないことが確認できる書類

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、同項第１号及び第２号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

３　パートナーシップの宣誓をしようとする者は、第１項の規定により宣誓書等を記入する場合において、性別の違和その他市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を併記することができる。

４　パートナーシップの宣誓をしようとする者は、その宣誓に当たり、次条第１項に規定する証明書等に子（当該宣誓をしようとする者の双方又は一方とともに暮らす未成年の実子又は養子に限る。以下同じ。）に関する事項の記載を希望するときは、子に関する記載事項届出書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出なけ

ればならない。

⑴　パートナーシップを宣誓しようとする者と子の関係が確認できる書類

⑵　子の年齢が確認できる書類

⑶　同居の事実が確認できる書類

５　市長は、パートナーシップの宣誓をしようとする者の双方又は一方が宣誓書等又は前項に規定する届出書に記入することができないと認めるときは、前４項の規定にかかわらず、当該宣誓をしようとする者及び職員の立会いのもと、これを代筆させることができる。

６　市長は、第１項の規定による宣誓書等の提出を受けるときは、個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した本人の顔写真が貼付された証明書及び市長が必要と認める書類の提示を求めることができる。

（証明書等の交付等）

第５条　市長は、前条第１項の規定により宣誓書等が提出された場合であって、パートナーシップの宣誓をした双方の者が第３条各号のいずれにも該当していると認めるときは、当該宣誓をした者に熊谷市パートナーシップ宣誓証明書（様式第４号）及び熊谷市パートナーシップ宣誓証明カード（様式第５号）（以下これらを「証明書等」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

２　前条第４項の規定は、前項の規定により証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）について準用する。この場合において「その宣誓に当たり、次条第１項」とあるのは「前項」と、「当該宣誓をしようとする」とあるのは「当該証明書等の交付を受けた」とする。

（証明書等の再交付）

第６条　宣誓者は、紛失、毀損等により証明書等の再交付を希望する

ときは、熊谷市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、宣誓書の保存年限（熊谷市文書管理規程（平成１７年訓令第９号）第３２条第１項に規定する保存年限をいう。）を満了するまでの期間に限り、証明書等を再交付するものとする。

（宣誓事項等の変更）

第７条　宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったとき（次条各号に掲げる場合を除く。）又は第４条第４項（第５条第２項において準用する場合を含む。）に規定する届出書に記載した事項に変更があったとき（証明書等から子の氏名を削除する場合又は子が成年に達した場合を含む。）は、熊谷市パートナーシップ宣誓事項等変更届（様式第７号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（証明書等の返還）

第８条　宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、熊谷市パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第８号）に、証明書等を添えて、市長に届け出なければならない。

⑴　宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき（特別の事情により双方の意思によることができないと市長が認めた場合を含む。）。

⑵　宣誓者の一方が死亡したとき。

⑶　宣誓者の双方又は一方が市外に転出したとき（勤務等の都合により一時的に市外へ転出する場合を除く。）。

⑷　前３号に掲げるもののほか、第３条各号に掲げる宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

（証明の取消し等）

第９条　市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受け、又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓者に係る証明を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により証明を取り消すこととしたときは、宣誓者に証明書等の返還を求めるものとする。

３　宣誓者は、前項の規定により証明書等の返還を求められたときは、これに応じなければならない。

（自治体間での連携）

第１０条　本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度に係る連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した自治体（以下「締結自治体」という。）からパートナーシップ宣誓証明書等（以下「締結自治体証明書等」という。）の交付を受けており、本市転入後もパートナーシップ関係を継続するときは、証明書等の交付を受けることができる。

２　前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、熊谷市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第９号）及び熊谷市パートナーシップの宣誓継続申告に関する確認書（様式第１０号）に必要事項を記入した上で、締結自治体証明書等に第４条第１項第１号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

３　市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、当該転入宣誓者が第３条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該転入宣誓者に対し、証明書等を交付するものとする。

４　市長は、前項の規定により、転入宣誓者に証明書等を交付したときは、転出元締結自治体に対し、熊谷市パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書（様式第１１号）に第２項に掲げる書類の写しを

添えて、証明書等の交付の事実を通知するものとする。

５　前３条の規定は、転入宣誓者について準用する。

６　本市から締結自治体に転出した宣誓者が協定に基づく手続きを行い、転入先締結自治体から通知があった場合は、前８条の届け出を省略することができる。

（準用）

第１１条　第４条第５項の規定は、第５条第２項、第６条第１項、第７条及び第８条に規定する手続について準用する。

（周知啓発）

第１２条　市長は､パートナーシップの宣誓の趣旨が適正に理解され、及び社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。